

大分県立高等学校 第三者評価実施要項

1 趣旨

この要項は、大分県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が設置する第三者評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、大分県立高等学校（以下「高校」という。）に対し実施する第三者評価（以下「評価」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 評価の目的

- (1) 有識者等による公正中立な第三者の立場での専門的かつ客観的な評価と指導助言により、学校の透明性を高めるとともに、学校改革を推進し、教育水準の向上を図る。
- (2) 評価結果を公表することにより、中学生及び保護者等の適切な学校選択に資するための情報提供を行う。また、学校の教育活動等の状況を県民に明らかにすることにより、広く県民の理解と信頼を得て、魅力ある学校づくりを推進する。

3 評価対象校

- (1) 各学校に対し3年間に一度評価を行う。
- (2) 各年度の評価対象校は、14校程度とする。

4 評価の実施体制

(1) 評価委員会

- ① 評価委員会は、有識者（学識経験者、企業等関係者、行政関係者等）30人程度の評価委員で組織する。
- ② 評価委員の互選により、委員長1人及び副委員長2人を置く。委員長は、評価委員会の会務を総括する。副委員長は、委員長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(2) 評価委員の選任

評価委員は、高校と直接関係を有しない者から選任し、教育委員会教育長が委嘱する。

(3) 評価チームの編成

- ① 学校毎に評価チームを編成する。評価チームは1チーム2人程度の評価委員で組織する。
- ② 各評価チームには、評価委員の中から委員長が指名したチーム長を置く。チーム長は、各評価チームの業務を総括する。

(4) 評価委員に対する資料提供等

教育委員会及び学校は評価委員に対し、必要な資料提供や説明を行う。

(5) 事務局の設置

事務局を高校教育課内に置く。

5 評価の内容

下記の重点事項に対する各評価項目について、別に示す評価基準により評価を行う。
また、評価で明らかになった課題を解決し、どのように改善を図っていけばよいか、指導・助言を行う。

《重点事項と評価項目》

重点事項	評価項目
カリキュラム・マネジメントの確立	① 教科等横断的な視点 ② PDCAサイクル ③ 社会との連携・接続
主体的・対話的で深い学びの実現	① 授業の活性化
安全・安心な教育環境	① いじめ・不登校等の対策 ② 安全管理
信頼される学校づくり	① 働き方改革 ② 学校課題の解決に向けた取組等

6 評価方法

評価委員会は、各学校・教育委員会から提出される資料、学校訪問時のヒアリング、観察結果に基づき評価を行う。

(1) 学校訪問

回	時期	内容
第1回	5～6月	○学校評価実施計画、学校状況等のヒアリング 管理職・教職員・生徒等からのヒアリング ○授業等の観察 ○学校運営に関する指導・助言
第2回	1～2月	○年間評価のためのヒアリング 自己評価結果についてのヒアリング 管理職・教職員・生徒等からのヒアリング ○授業等の観察 ○学校運営に関する指導・助言

(2) 評価原案の作成

各評価チームは、学校訪問で把握した内容や学校から提出された資料等に基づき評価原案を作成し、評価委員会に提出する。

(3) 評価委員会

評価委員会は年1回実施し、評価計画、評価書の作成、評価結果の総括等を行う

回	時期	内容
事前 連絡	5月	○実施要項、趣旨説明 ○評価計画 ○各学校の状況把握
第1回	3月	○評価チームより提出された評価原案の検討 ○評価書の作成（→教育委員会に提出→学校に通知） ○年間評価総括

7 評価結果の活用

(1) 学校での活用

学校は、評価書の内容を踏まえた改善方策をとりまとめ、教育委員会に提出し、学校校運営の改善に取り組む。

(2) 教育委員会での活用

①学校の支援及び施策の充実に活用する。

②改善の進捗状況等を随時把握し、必要に応じて学校に対し指導・助言を行う。

(1年目) 第三者評価及び改善策の指導助言

(2・3年目) 学校長は、第三者評価結果と指導助言を「学校評価実施計画」に反映。自己評価と改善を繰り返す。教育委員会は進捗状況把握、適宜指導。

(4年目) 第三者評価

8 評価の公表

教育委員会は、評価の内容及び各学校の改善策をホームページで県民等へわかりやすく公表する。

9 その他

この要項に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。